平成２９年（フ）第８０４号
大阪府柏原市法善寺４丁目９番13号
破産者　ヒデヤ金属株式会社
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２１５号
大分県別府市若草町３番２号
破産者　有限会社エム・アンド・エム
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５０号
盛岡市山岸３丁目13番６号
破産者　株式会社アトリエ木村
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第５号
秋田県横手市十文字町字通町２番地
破産者　十文字運送株式会社
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第５３２３号
埼玉県草加市長栄２丁目26－５
破産者　遠藤　留治
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７３５号
東京都立川市錦町１丁目２番16号アーバンホテル１階、商業登記簿上の本店所在地東京都立川市柴崎町３丁目11番９－102号
破産者　合同会社いとしや
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７３６号
千葉県千葉市花見川区浪花町761番地
破産者　平野　周平
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１４２号
東京都小金井市梶野町４丁目16番９－203号　メゾンドクレール
破産者　矢崎　正樹
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１９５９号
神奈川県鎌倉市岡本１丁目19番３－306号
破産者　有限会社ナオコーポレーション
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０３６号
横浜市港北区新吉田東３丁目14番７号
破産者　未和工業有限会社
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０３８号
横浜市鶴見区豊岡町17番５号
破産者　有限会社クラウド
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０７４号
横浜市港北区綱島西２丁目１番７号
破産者　キッズプロジェクトでぃあ株式会社
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８９号
愛知県高浜市田戸町７丁目２番地34
破産者　犬塚製瓦株式会社
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第５１４号
岡山市中区兼基127番地８、旧住所滋賀県米原市大野木735番地
破産者　藤本　　晃
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１号
熊本県天草市牛深町130番地の１
破産者　有限会社ハマサキグッズ
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所天草支部

破産手続終結

平成２７年（フ）第１０４１４号
東京都豊島区東池袋４丁目17－13、開始決定時の住所東京都文京区千石３丁目37－４
破産者　上田　勝康
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５０７号
東京都渋谷区神山町２－９　フォーラム神山２Ｆ、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区神山町２番９号
破産者　株式会社アンダーホールディングス
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７２５０号
埼玉県南埼玉郡宮代町百間１丁目５－29－103
破産者　鈴木　康之
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２４３号
東京都豊島区目白２丁目20－27
破産者　守屋　教昭
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２４４号
東京都豊島区目白３丁目21－６－102
破産者　守屋　雅弘
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部